

岡山県公衆無線LANスポット「おかやまモバイルSPOT」利用規約

(目的)

第1条 この規約は、広く県民がユビキタス社会を実感できる環境を提供することを目的とした岡山県公衆無線LANスポット（以下「おかやまモバイルSPOT」という。）の利用等について、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 おかやまモバイルSPOTは、岡山県（以下「県」という。）が、本規約第7条及び第8条の規定により、おかやまモバイルSPOTの利用を承認した者（以下「利用者」という。）に、無線LANにおける特定のネットワークを指定するための識別子であるSSID（okix_wireless）を利用して、岡山情報ハイウェイを経由してインターネットに接続することを可能とするものである。

(利用可能施設及び利用可能場所)

第3条 おかやまモバイルSPOTの利用可能施設及び利用可能場所は別表のとおりとする。

(利用の条件)

第4条 おかやまモバイルSPOTの利用は、個人に対して認めるものとする。ただし、常用的な利用は認めない。

(おかやまモバイルSPOTの利用)

第5条 おかやまモバイルSPOTの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wireless Fidelity機能（いわゆる「Wi-Fi機能」）を搭載したパーソナルコンピュータ（電源装置を含む。）、携帯電話（スマートフォン）、タブレット型端末装置等（以下「端末装置」という。）
- (2) 端末装置を使用してインターネットの閲覧等を行うためのソフトウェア（ウェブブラウザ等）

2 おかやまモバイルSPOTの利用料金は、無料とする。

(利用の申込み)

第6条 利用希望者は、県が別に指定するメールアドレス宛てに携帯電話から空メール（件名や本文を入力せずに送信される電子メールをいう。以下同じ。）を送信することにより、利用申込みを行うものとする。

2 利用希望者は、前項に規定する携帯電話の空メールによる利用申込み等ができない場合は、別に定める方法により、利用申込み手続を行うことができる。

(利用の承認)

第7条 県は、前条の規定による利用希望者からの申込みに基づく利用登録があった場合は、ID及びパスワードを利用希望者に交付する。

2 前項の規定によりID及びパスワードの交付を受けた者は、当該ID及びパスワードを使用することにより、おかやまモバイルSPOTに接続してインターネットを利用することができるものとする。

3 ID及びパスワードの有効期間は、原則として、取得日の翌日から起算して365日間とする。有効期間経過後に利用を希望する者は、あらためて前条に規定する利用の申込みを行うものとする。

(1 DAYアカウント)

第8条 利用希望者は、通常のID及びパスワードのほか、岡山空港、とっとり・おかやま新橋館、岡山国際交流センター及び岡山県ボランティア・NPO活動支援センターにおいて、利用日のみ有効なID及びパスワード（以下「1 DAYアカウント」という。）の交付を受けることができるものとする。

2 1 DAYアカウントの利用希望者は、岡山空港ターミナルビルの総合案内所、ラウンジマスカット、とっとり・おかやま新橋館、岡山国際交流センター又は岡山県ボランティア・NPO活動支援センターにおいて所定の利用申請書を提出することにより、利用申込みを行うものとする。

3 県は、前項の規定による利用申込みがなされた場合は、パスポート等により利用希望者の本人確認を行い、確認ができた場合は利用希望者に1 DAYアカウントを交付する。

4 1 DAYアカウントの有効期間は、おかやまモバイルSPOTを利用する日の翌日午前0時までとする。

5 1 DAYアカウントの運用等について必要な事項は、別に定める。

(ID及びパスワードの管理)

第9条 利用者は、交付されたID及びパスワードを厳重に管理するものとする。

2 利用者は、ID及びパスワードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。

3 ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者からの不正アクセス等により発した損害の責任は利用者が負うものとし、県は一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、法令等に定めるもののほか、おかやまモバイルSPOTを利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者のプライバシーその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは県に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (3) 第三者をひぼう中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教及び政治に関する活動
- (8) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) 偽りなどにより、他人のID及びパスワードをその所有者の意思に反して提供させる行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、おかやまモバイルSPOTを通じて、又はおかやまモバイルSPOTに関連して使用し、若しくは提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 1つのID及びパスワードを同時に複数の端末装置で使用する行為

(13)前各号に掲げるもののほか、県が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって県、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用者の資格を喪失した後であっても、全ての法的責任を負うものとし、県は一切の責任を負わないものとする。

(利用者資格の停止・取消)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

(1) 第9条第2項及び前条第1項で禁止している事項に該当する行為を行った場合

(2) ID及びパスワードを不正な方法で取得したことが判明した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか本規約に違反した場合

(4) その他利用者として不適切と県が判断した場合

(通信品質の確保等)

第12条 県は、予算の範囲内において、おかやまモバイルSPOTによるインターネット接続の品質確保に努めるものとし、特に必要と認める場合は、利用者の帯域制御及び連続利用時間の制限等を行うことができる。

2 県は、青少年の健全な育成等の観点から、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。）による特定のウェブサイトへの接続を制限することができる。

(利用の記録等)

第13条 県は、おかやまモバイルSPOTの適切な利用を図るため、別に定める個人情報保護ポリシーに基づき、利用者の個人情報、携帯電話の情報及びアクセスログを記録することができる。また、法令及び裁判官の発する令状等に基づき、警察等からこれらの内容について提出を求められた際は、これに応じるものとする。

2 県は、法令及び内規等に基づき、前項の規定により記録した利用者の個人情報等の適正な取扱いに努めるものとする。

(運用の停止)

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ周知することなく、おかやまモバイルSPOTの運用を停止できるものとする。

(1) おかやまモバイルSPOTのシステム（「おかやまモバイルSPOT」を運用するために必要な無線機器、ネットワーク、管理設備等をいう。以下同じ。）の保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、おかやまモバイルSPOTの運用が困難となった場合

(3) おかやまモバイルSPOTのシステムに係る障害等が発生した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、県がおかやまモバイルSPOTの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 おかやまモバイルSPOTの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、県は一切の責めを負わないものとする。

(免責等)

第15条 県は、おかやまモバイルSPOTのサービスの内容及び利用者がおかやまモバイルSPOTを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 おかやまモバイルSPOTのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、おかやまモバイルSPOTサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、電波状況によるサービスの利用不能、中断、その他おかやまモバイルSPOTに関連して発生した利用者の損害について、県は一切責任を負わないものとする。
- 3 おかやまモバイルSPOTの利用において発生した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 おかやまモバイルSPOTへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとし、端末装置の機種、基本ソフトウェア、ウェブブラウザ等によって、おかやまモバイルSPOTを利用できない場合があっても、県は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者がおかやまモバイルSPOTを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、県は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更等)

第16条 県は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の変更及びおかやまモバイルSPOTのサービスの全部又は一部を廃止することができる。

- 2 県は、おかやまモバイルSPOTのサービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、当該廃止日の3か月前までに、おかやまモバイルSPOTのログインページに、廃止するサービスの内容等を掲載し、利用者に周知するものとする。

附 則

本規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年9月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年11月5日から施行する。

附 則

本規約は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表

利用可能施設	利用可能場所※
赤磐市	中央図書館、中央公民館、山陽公民館、熊山英国庭園、吉井図書館、山陽ふれあい公園総合体育館、桜ヶ丘いきいき交流センター
岡山空港	待合室、搭乗待合室（国内・国際線）、出発ロビー（国内・国際線）、有料待合室
岡山県庁	県民室
岡山県立大学	図書館、学生会館、体育館、学部共通等(南)、学部共通等(西)、情報工学部棟、情報工学部教育・研修棟
岡山国際交流センター	レセプションホール、国際会議場、研修室、傍聴席、同時通訳施設、図書資料室・交流サロン、会議室、交流プラザ、多目的ホール、イベントホール
岡山リサーチパークインキュベーションセンター	交流サロン
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館（きらめきプラザ）	ボランティア・NPO 活動支援センター、男女共同参画推進センター、会議室
県立記録資料館	2F 閲覧室
県立図書館	ロビー
県立博物館	ロビー
生涯学習センター	交流棟、人と科学の未来館サイピア
岡山県総合展示場コンベックス岡山	2F 国際会議場前ロビー
高梁市	市役所 1F 市民ホール、文化交流館 1F ロビー
テクノサポート岡山	研修棟ロビー、ホール
とっとり・おかやま新橋館	店舗、催事場

利用可能施設	利用可能場所※
新見市	本庁舎、南庁舎、各支所
備前県民局	ロビー
倉敷スポーツ公園野球場 (マスカットスタジアム)	プレスルーム、記者席
真庭市	市役所久世本庁舎、蒜山振興局、美甘支局、久世公民館、落合公民館、北房文化センター、勝山文化センター、蒜山図書館、勝山図書館、久世エスパスランド、湯原ふれあいセンター、市民活動支援センター
美作ラグビー・サッカー場	1F エントランス、メインスタンド

※電波伝搬の状況により、別表に掲げる利用可能場所内であってもおかやまモバイルS POTを利用できないことがある。